

平成 27 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書 I
 【インクルーシブ教育システム構築モデル地域（スクールクラスター）】

| | |
|------------|-------------|
| 教育委員会名 | 福島県三春町教育委員会 |
| 指定したモデル地域名 | 福島県三春町 |

概 要

地域内の全学校・園数（平成 27 年 4 月 3 日現在） 【単位：校・園】

| 幼稚園 | 小学校 | 中学校 | 高等学校 | 中等教育学校 | 特別支援学校 | 合計 |
|-----|-----|-----|------|--------|--------|----|
| 3 | 6 | 2 | 1 | 0 | 0 | 12 |

<参考> 保育所数：4 所

【事業概要】

1. モデル地域の特色（特別支援教育に関する事項）

平成 14 年度に養護教育関係担当者会（平成 16 年度から国や県の施策により、特別支援教育関係担当者会と改称）を立ち上げ、保育所・幼稚園、小学校、中学校等の特別支援教育担当者、特別支援教育コーディネーター、保健福祉課担当保健師が一堂に会し、特別支援教育の現状と課題について共通理解を図るとともに、個々の幼児児童生徒の実態に応じた一貫した支援が図れるようにと、支援体制の整備、支援の連携、支援方法等の研修を深め担当者の指導・支援力向上を図ってきた。さらに、確かな一貫した支援の充実を図るため、保育所・幼稚園と小学校、小学校と中学校との支援を要する幼児児童生徒に関しての引継ぎを相互に行き来して実施してきた。つまり、年末から年度末に掛けて就学先・進学先の担当者が、当該幼児児童生徒の学習・生活状況を参観し、平成 26 年度に統一様式とした個別の教育支援計画・個別の指導計画を基に引継ぎ会を実施すること。就学・進学後の数ヶ月後に、就学・進学先での学習・生活状況の参観を行い、確かな引継ぎ、確かな支援につないでいくこととしている。

平成 27 年度には、全ての小学校に特別支援学級が設置された。保幼小中学校間、保健福祉課等の関係機関との連携も進んできた。読み書き困難児の早期発見と、実情に応じた指導・支援教材「多層指導モデル MIM～読みのアセスメント・指導パッケージ」を全ての小学校教育課程へ位置づけ、読み書き障害の児童も含め、全ての児童生徒が読み書きへの困り感を払拭し、学力向上に資するべく町内全ての保幼小中学校での共有化推進を図った。また、医療機関、療育機関等との支援連携の推進。三春小学校のセンター的機能に類する役割による特別支援教育の在り方に関するモデル的・指導的役割の発揮。学習困難性を補完するタブレット端末活用般化での自己支援力向上等、困り感の有る幼児児童生徒の笑顔ある生活に向けて実践研究を行ってきた。

2. 取組の概要

【スクールクラスターを活用した取組を支援するために教育委員会が行った取組や工夫】

(1) モデル地域内の学校間の連携を深めるために行った取組

① 『スクールクラスター推進検討委員会』の設置

＜内 容＞役割分担(センター的機能、巡回相談、合同研修会、MIM 共有化、タブレット端末の活用支援)による事業推進、連携推進、各事業のとりまとめ、事業の進捗状況の確認及び保幼小中学校間の連絡調整を図った。

＜構成委員＞保育所・幼稚園、小学校・中学校の特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担任代表、通級指導教室担当教諭代表、教育委員会事務局 計 23 名
＜年間参集＞年 7 回参集機会を設け、実践研究の進捗状況確認と事業執行詳細確認

② 既設の「特別支援教育関係担当者会」の運営の充実

保育所・幼稚園、小学校・中学校の特別支援教育コーディネーター及び特別支援学級担任、通級指導教室担当者、小中学校に配属されている介助員、保健福祉課担当者が一堂に会して支援を要する幼児児童生徒の情報交換、指導・支援の在り方のケース検討会議、支援・指導法研修会、就学・進学における一貫した支援の確保のための引継ぎとその後の連携を行うための情報の共有化等を行う場である。

③ 三春町教育研究会「個性を生かす『三春の教育』の創造」の平成 27 年度研究テーマにも「ユニバーサルデザインの考えを生かした授業づくり」として取り上げ、通常学級での授業改善に資した。

本研究員会は、昭和 57 年来授業充実に資するため、町内全ての学校代表からなる 1 年間の実践研究を行い、毎年 2 月の「教育研究発表会」にその内容を発表し、日々の授業充実に資してきたものである。今年度は、インクルーシブ教育にもつながる「ユニバーサルデザインの考えを生かした授業づくり～みんながわかる、できる授業づくり～」をテーマに、誰もがわかる授業の改善を目指した研究に取り組んできた。

(2) その他の取組

① 特別支援教育相談員の配置(平成 25 年 4 月 1 日より)

平成 25 年 4 月より、町独自に特別支援教育相談員を配置し、保護者への障害特性に応じた対応や就学に関する相談対応とともに、保育所・幼稚園、小中学校からの幼児児童生徒への指導・支援対応の在り方について相談や研修対応できる体制とした。

また、保健福祉課の五歳児発達相談、子育て相談会での教育サイドからの就学に向けた情報提供や教育相談に応ずるなど、連携支援を図ることとした。

② 合理的配慮協力員の指名配置

合理的配慮協力員(三春町では、「合理的配慮アドバイザー」と呼称する。)を 1 名教育委員会に配置した。週一回、教育委員会を起点として、全ての保育所・幼稚園、小学校・中学校の巡回訪問を行った。幼児児童生徒の実情を参観し、配慮を要する状況、指導・支援の在り方について指導・助言を行った。巡回訪問以外にも依頼に応じた要請訪問による具体的アドバイスを実施した。35 日、延べ 46 回訪問指導を実施した。